

## 保育士修学資金等貸付制度と 高等教育の修学支援新制度の併用について

標記の件につきまして、下記の表のとおり保育士修学資金の貸付要件が変更となりました（2020年4月1日以降適用）。下記表にて、ご自身が当てはまる額内での貸付となります。

【例】高等教育の修学支援新制度における授業料等減免、給付型奨学金の適用を受ける者

	修学資金	入学準備金	就職準備金	生活費加算
授業料等 減免	減免後の授業料の 自己負担額内で可	減免後の入学金の 自己負担額内で可		
給付型 奨学金			併用可	併用不可

※修学資金貸付可能額 = ★<sup>①</sup>授業料等 - 授業料減免額（給付型奨学金の額は含まない）（★<sup>①</sup>授業料等とは、保育士養成施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金の他、参考図書、学用品、交通費等の学業に必要な経費も含まれます。）

※入学準備金貸付可能額 = 入学準備金 - 入学準備金減免額

※就職準備金は授業料減免と給付型奨学金の両方を受けていても貸付可能

※給付型奨学金を受けている方は生活費加算との併用不可